

空家等対策に関する連携協定書

上山市（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県老人福祉施設協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携し、乙に所属する会員の上山市内の高齢者施設の入所者又は入所予定者が所有する市内物件の適正管理及び利活用を促進することにより、良好な居住環境づくりに寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力する。

- (1) 上山市による空家等対策の推進に関すること。
 - (2) その他目的を達成するために必要と認められること。
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容及び実施方法については、甲と乙において、別途、個別に協議するものとする。
- 3 第1項の協力の結果、甲又は乙に何らかの損害が生じた場合も、他の当事者はその責任を負わない。ただし、故意による場合及び本協定に違反した場合はこの限りでない。
- 4 甲と乙は、本協定に排他性はなく、各当事者が自己の裁量により第三者との間で本協定と類似する協定を締結することができることを確認する。

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1月前までに甲と乙から申し出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

（その他）

第6条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙はそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和元年12月25日

甲

上山市
上山市河崎一丁目1番10号

上山市長

横川長次衛

乙

一般社団法人 山形県老人福祉施設協議会
山形市小白川町二丁目3番31号

会長

峯田幸悦